

富士河口湖町富士ヶ嶺バイオセンター 指定管理者応募要項

**令和 7 年 8 月
富士河口湖町 農林課**

目 次

1. 募集の目的	1
2. 施設の概要	1
3. 指定管理者の指定及び指定期間	1
4. 施設の管理運営方針	1
5. 管理の基準	2
6. 指定管理者が行う業務	2
7. 業務の再委託の制限	2
8. 収支等に関する事項	2
9. 応募の資格等	3
10. 応募要項の配布等	4
11. 応募の手続き	4
12. 選定の方法及び基準	6
13. 指定管理候補者の選定後における手続き等	7
14. 指定管理者の指定及び協定に関する事項	8
15. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	8
16. 事業継続が困難となった場合等の措置	9
17. その他	9
18. 問い合わせ先	10
(別紙1) 提出書類一覧表及び申請書類一式(様式第1号から様式第5号)	
(別紙2) 指定管理者指定申請取下書	
(別紙3) 指定管理者申請に関する質問書	
(別紙4) 現地説明会参加申込書	

【別添書類】

1. 富士ヶ嶺バイオセンター管理運営業務の内容及び基準

1. 募集の目的

富士河口湖町（以下「町」といいます。）では、富士ヶ嶺バイオセンター（以下「施設」といいます。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第244条の2第3項及び「富士ヶ嶺バイオセンター条例」（平成18年条例第2号。以下「条例」といいます。）に基づき、運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

- (1) 施設名称 富士ヶ嶺バイオセンター
- (2) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺1330番地他
- (3) 施設の設置目的

富士ヶ嶺地域において、総合的に畜産経営の環境整備を実施し家畜排せつ物の地域資源のリサイクルを構築することにより畜産経営に起因する環境汚染の防止、畜産経営の持続的発展と生活環境の改善ならび地域社会の活性化を目的とする。

- (4) 開設時期 平成16年5月

- (5) 全体の概要

土地 面積 27, 218 m²

建物 延床面積 7, 609. 1 m²

※施設の概要は「別添1 富士ヶ嶺バイオセンター管理運営業務の内容及び基準（以下「基準書」といいます。） 別紙1」を参考にしてください。

3. 指定管理者の指定及び指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間内であっても指定を取り消すことがあります。

なお、指定管理者の指定および指定期間は、町議会の議決を経て、正式に決定します。

4. 施設の管理運営方針

- (1) 基本方針

循環型農業を確立し、地域資源のリサイクルを構築することにより畜産経営に起因する環境汚染の防止、畜産経営の持続的発展並びに生活環境の改善及び活性化を図る。

- (2) 維持管理・運営方針

- ① 公の施設として、地域住民の平等な利用を確保する。
- ② 事業計画等に基づき、適正な管理運営を行い、経費の削減に努める。
- ③ 富士ヶ嶺バイオセンターとしての効用を最大限に発揮する。
- ④ 利用者等の意見を管理運営に反映させ、サービス向上に努める。
- ⑤ 個人情報の保護、関係法令の遵守及び情報公開制度への対応を行う。
- ⑥ 利用者の安全確保に努める。
- ⑦ 町や他の町有施設との連携を図りながら、効率的な管理運営を行う。

5. 管理の基準

- (1) 適正な管理運営

条例や施行規則、その他関連法令を遵守してください。

※ 富士ヶ嶺バイオセンター条例や富士ヶ嶺バイオセンター条例施行規則等

(2) 運営に関する事項

- ① 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ② 休業日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、日曜日、1月1日から1月3日、その他町長が休業日として必要と認める日
ただし、災害等やむを得ない事由が生じた場合はこの限りでありません。

(3) 管理物件

「基準書 別紙2 管理物件」のとおりとします。

(4) 管理施設の修繕等の負担区分

「基準書 別紙3 管理施設の修繕等の負担区分」のとおりとします。

6. 指定管理者が行う業務

詳細については、基準書のとおりです。

- (1) 富士ヶ嶺バイオセンターの施設運営に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 施設及び設備器具の維持管理に関する業務
- (4) サービス向上に関する業務
- (5) その他の業務

7. 業務の再委託の制限

- (1) 指定管理者は、業務の全部あるいは主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。
- (2) 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとする場合は、あらかじめ町長の承認を得なければなりません。

8. 収支等に関する事項

富士ヶ嶺バイオセンターの管理運営に要する費用は、原則として、利用料金及び製品堆肥の販売収入並びに町からの指定管理料をもって充てるものとします。

(1) 指定管理料

指定期間中に町が支払う指定管理料の額については、下記に定める基準額の範囲内で、応募時に応募団体から各年度の指定管理料の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体的な額や支払い方法については、応募時の事業計画書で提案された金額に基づき、協議の上、年度ごとに協定で定めるものとします。

基準額 15,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和8年度：5,000 千円）

（令和9年度：5,000 千円）

（令和10年度：5,000 千円）

上記金額は、燃料費、光熱水費、最低限施設を維持管理するために要する経費から、収入（見込み）額を差し引いた額を基に算定しています。

また、指定管理料については、年度末の精算は、原則として行いません。したがって、不足が生じた場合に指定管理料を増額することではなく、余剰が発生した場合も、指定管理料を減額することはありません。

(1) 収入

① 利用料金

富士ヶ嶺バイオセンター条例に規定する利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金は下記のとおりとします。

固体ふん尿処理料：1,000 円/t

液体ふん尿処理料：1,500 円/t

② 見込まれる収入

利用料金のほか、戻し堆肥代：600 円/ t 及び堆肥販売代が収入として見込まれます。

(2) 管理口座及び区分会計

指定管理業務に関する入出金の管理については、指定管理者の他業務の口座とは別途独立した口座とし、また、会計の帳簿等も独立したものとするなど、会計を他の業務と明確に区分してください。

なお、指定管理業務に関する収支等を、町職員または富士ヶ嶺バイオセンター利用者による監査を行う場合があります。

9. 応募の資格等

申請者の資格は、以下のすべての条件を満たしている必要があります。

①山梨県内に本店等の本拠地のある法人その他の団体

②過去に富士ヶ嶺バイオセンターの施設運営管理を行った法人その他の団体

③富士ヶ嶺バイオセンターと同様の施設運営管理を行っているか、行ったことのある法人その他の団体であって、次の要件を充たすことが必要となります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

(2) 指名停止措置を受けていないこと。

(3) 国税、都道府県税、市区町村税、消費税等を滞納していないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生の手続きを行っていないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、もしくはその統制の下にある団体に該当しないこと。

(6) 法令の遵守が徹底されていること。（特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、自然公園法など環境や景観の保全に係る法令の遵守）

10. 応募要項の配布等

(1) 応募要項

① 配布期間 令和7年9月9日（火）～令和7年9月30日（火）

② 配布方法 町のホームページからのダウンロード、もしくは配布場所での受け取り（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）

③ 配布場所 富士河口湖町農林課
（山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700）

④ 配布時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

⑤ ホームページ <http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>

(2) 現地説明会の実施

① 日 時 令和7年9月25日（木）午前10時～

② 場 所 富士ヶ嶺バイオセンター（現地集合）

③ 内 容 施設概要の説明、施設見学

④ 申込方法 「別紙3 現地説明会参加申込書」に必要事項を記入し、FAX または電子メールで、令和7年9月19日（金）午後5時までに、富士河口湖町農林課へ提出してください。なお、参加人数は、各団体2名以内とします。

- ⑤ その他 現地説明会においては、公平性確保の観点から質問はご遠慮ください。質問は、次項によりお願いします。

(3) 質問の受付

応募要項や基準書等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年9月26日(金)～令和7年10月3日(金)
② 受付方法 質問がある場合は、「別紙4 指定管理者申請に関する質問書」を提出してください。
宛先 富士河口湖町農林課
FAX 0555-72-6038
E-Mail nourin@town.fujikawaguchiko.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問書に対する回答は、令和7年10月10日(金)までにFAXまたは電子メールで回答します。なお、回答内容は、応募要項もしくは基準書の追加または修正とみなします。

1 1. 応募の手続き

(1) 提出書類(別紙1参照)

指定管理者の指定を目的として申請する団体(以下「応募団体」という。)は、下記の書類を提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
② 事業計画書(様式第2号)
③ 収支予算書(様式第3号)

※主な収支項目は以下のとおりです。

《収入》

固体糞尿処理料、液体糞尿処理料、堆肥販売代金、敷料販売代金、指定管理料等

《支出》

材料費(仕入費用)、人件費、旅費交通費(出張等)、需用費(水道光熱費、消耗品費)、役務費(手数料、通信費、運搬費等)、委託料(損害賠償保険料等)、使用料(下水道使用料等)、修繕費、租税公課(消費税等を含む)納付金等

- ④ 実施体制表(様式第4号)
⑤ 団体の概要(様式第5号)
⑥ 誓約書(様式第6号)
⑦ 付属書類
i) 定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類
ii) 法人の登記簿謄本および印鑑証明書(申請日以前3か月以内に発行されたもの)
iii) 役員名簿および履歴書
iv) 事業(営業)報告書(過去3事業年度分)
v) 事業者の確定申告書(写)(過去3事業年度分)
vi) 財産目録
vii) 法人税もしくは所得税、並びに消費税および地方消費税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等、申請日以前3か月以内に発行されたもの)
viii) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
ix) その他町長が必要と認める書類

(2) 提出部数等

正本1部、副本11部（コピー可）

(3) 提出期間等

＜参考＞募集から審査までの手順とスケジュール

応募関係	内容	日程
	指定管理者応募要項の配布	令和7年 9月 9日（火）から 令和7年 9月30日（火）まで
	現地説明会	令和7年 9月25日（木）
	募集内容に関する質問の受付	令和7年 9月26日（金）から 令和7年10月 3日（金）まで
	質問に対する回答	令和7年10月10日（金）まで
	応募の受付	令和7年10月15日（水）から 令和7年10月24日（金）まで
	一次審査（提出書類により審査）	令和7年11月上旬～11月中旬
	二次審査 （応募団体によるプレゼンテーション）	

申請書類は、以下のとおり提出してください。

- ① 提出期間 令和7年10月15日（水）～令和7年10月24日（金）
- ② 提出時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- ③ 提出場所 富士河口湖町農林課

(4) 無効または失格

提出書類等が提出期間を経過してから提出された場合は無効となります。また、提出書類に虚偽または不正があった場合は失格とします。

(5) 申請に係る経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(6) 申請に関する留意事項

- ① 提出書類の内容を変更することはできません。
- ② 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- ③ 提出書類は、指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- ④ 提出書類は、富士河口湖町公の施設の指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査のため必要に応じ複写しますが、審査終了後は町の責任において速やかに破棄します。
- ⑤ 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。ただし、非公開とすべき個人情報等を除きます。
- ⑥ 申請書類提出後に申請を取り下げる場合は、「別紙2 指定管理者指定申請取下届」を富士河口湖町農林課に提出してください。

12. 選定方法及び基準

(1) 選定の方法

指定管理候補者の選定審査は、審査委員会において提出書類による一次審査（書類審査）を行い、一次審査の通過者に対し二次審査（提出書類の提案内容に基づくプレゼンテーション）を行います。二次審査の時間、場所等については、該当者に別途通

知します。

指定管理候補者の審査基準は次のとおりです。

- ① 施設の管理運営に関する提案
 - i) 施設の設置目的及び町の管理・運営方針との合致
 - ii) 収支計画の内容、適格性および実現性
 - iii) 利用者の増加を図るための具体的方策および期待される効果
 - iv) 利用者の平等な利用の確保ならびにサービスの向上を図るための具体的方策および期待される効果
 - v) 効率的な維持管理を行うための具体的方策、適格性および実現性
 - vi) 管理運営に係る経費節減のための具体的方策および実現性
 - vii) 施設の管理運営を安定的に行うための人的能力と財務能力
- ② 施設の事業に関する提案
 - i) 事業を行ううえでの基本方針および取り組み
 - ii) 実施する事業の概要と取り組み
 - iii) 実施する事業の実施方針、実施概要（目的、予算、実施時期および回数等）および特色、意義など

(2) 指定管理候補者の選定及び審査結果の報告

審査委員会は、提出書類と応募団体へのヒアリングを基に、「富士河口湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の定めるところにより、指定管理候補者を選定し、結果を町に報告します。町は指定管理候補者名、審査結果等を公開する場合があります。

(3) 指定管理候補者の決定および通知

町は、審査委員会による審査結果を尊重して指定管理候補者を決定します。審査結果は応募団体すべてに文書で通知します。

(4) 審査対象からの除外

応募した団体が、以下に該当した場合は審査対象から除外します。

- ① 審査に対し不当な要求等をした場合
- ② 審査委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽または不正があった場合
- ④ 応募要項に違反または著しく逸脱した場合
- ⑤ 書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他不正な行為があった場合

(5) 指定管理候補者の再選定

指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理候補者を指定管理者としない事情が発生した場合は、審査において次点となったものから順に指定管理候補者とします。

13. 指定管理候補者の選定後における手続き等

(1) 指定管理候補者との協議

町は、指定管理候補者と管理運営業務の細目について協議を行い、協議結果にもとづき仮協定を締結します。この場合、町は指定管理候補者の提案に対して、提案の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。町から修正の要請があった場合、指定管理候補者は協議に応じなければなりません。

なお、協議が調わない場合は、指定管理候補者の決定を取り消す場合があります。

(2) 指定管理者候補者の取り消し

指定管理候補者が財務状況の悪化等により、事業の履行が困難であると認められるとき、または社会的信用を失墜するなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理候補者の決定を取り消し、仮協定を締結しないまたは仮協定を解除することがあります。

14. 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

町は、富士河口湖町議会の議決を経て、指定管理候補者に選定された団体を指定管理者に決定します。

(2) 協定の締結

指定管理者に決定した団体は、指定期間における富士ヶ嶺バイオセンターの管理運営に関する基本的な事項を定めた「基本協定書」及び各年度（指定日から翌年3月31日まで、または4月1日から翌年3月31日まで）に締結する詳細事項を定めた「年度協定書」を町と締結します。

基本協定書及び年度協定書の主な内容は、次のとおりです。

<基本協定>

- ① 管理業務の内容・範囲・実施条件、事業年度等
- ② 遵守事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 指定管理料ならびに町への納付金に関する事項
- ⑤ 管理運営におけるリスク分担に関する事項
- ⑥ 事業計画書等の提出に関する事項
- ⑦ 定期報告に関する事項
- ⑧ 事業報告書等の提出に関する事項
- ⑨ 秘密保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- ⑩ 管理業務の継続が困難となった場合の措置等
- ⑪ 指定の取り消し等に関する事項
- ⑫ 損害賠償に関する事項
- ⑬ 指定期間の更新、施設等の引き渡し、管理業務の引き継ぎ等に関する事項
- ⑭ 災害発生時の施設使用に関する事項
- ⑮ その他

<年度協定>

- ① 管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料ならびに町への納付金に関する事項
- ③ その他

(3) 協定後の留意事項

- ① 指定管理者が、基本協定の締結までに法第244条の2第11項に規定する指定の取り消しの処分を受けた場合または関係条例に違反した場合、町は指定を取り消すことがあります。
- ② 協定締結後、指定管理者の責めに帰すべき事由で基本協定を解除し、町が損害を被った場合、町に対し損害賠償金を支払っていただきます。

15. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業計画書及び事業報告書等の作成

指定管理者は、基準書に基づき、事業計画書及び事業報告書等を作成し、町に提出します。

(2) 実地調査・聴取等

町は、業務及び経理等の状況を確認するため、指定管理者に対して実地調査や聴取、あるいは必要な報告を求めることができます。

(3) 責任分担

町と指定管理者の責任分担は「基準書 別紙4 リスク分担表」とし、経費負担の詳細については、必要に応じて協定書で定めます。

(4) 損害賠償

指定管理者は、故意または過失により、富士ヶ嶺バイオセンターの施設又は設備を

き損失、または滅失したときは、その損害を町に賠償しなければなりません。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

(6) 保険への加入

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な保険等に参加するものとします。

16. 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は指定管理者の指定を取り消すことができます。その場合、指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負いません。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次のとおりです。

- ① 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合
- ② 指定管理者が虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだ場合
- ③ 協定の内容を履行せず、またはこれに違反した場合
- ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除申出があった場合

(2) 災害等による場合

風水害や地震などの災害、あるいは町または指定管理者の責めに帰することのできない事由等により、業務の継続が困難となった場合には、その後の対応について町と協議することができます。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、町は指定管理者の取り消しを行うことができます。

17. その他

(1) 業務の引継ぎ

富士ヶ嶺バイオセンターの管理運営が開始されるまでの期間において、指定管理者は町の指示に従い、法律に規定される官庁等への届出書類や必要書類の作成、その他印刷物等の作成、さらには事務引継ぎや各業務の習得を行っていただきます。なお、これらに関する費用は指定管理者の負担とします。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定管理者の指定が終了したときは、速やかに施設や設備を原状回復させ町に引き渡すとともに、十分な引き継ぎを行わなければなりません。

(3) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、富士河口湖町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）を遵守し、個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。

(4) 指定管理者は、町民税等の納税義務者となる可能性があります。税金に関することで不明な点がある場合は町税務課または所管の税務署にお問合せください。

(5) 業務の実施条件等

業務の実施条件、緊急時の対応、利用料金、指定または指定の取り消し等に関する取り扱いや取り決めについては、基本協定書または年度協定書で定めます。

18. 問い合わせ先

住 所 〒401-0392
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700
担当部署 富士河口湖町 農林課 農政畜産係
電 話 0555-72-1115
FAX 0555-72-6038

(別紙1)

提出書類一覧表

様式等	項目	提出の有無
様式第1号	指定管理者指定申請書	有・無
様式第2号	事業計画書 1. 申請者の概要 2. 指定管理者申請理由 3. 事業計画 (1) 管理運営に関する基本的な方針 (2) 施設の管理運営に関する提案	有・無
様式第3号	収支予算書	有・無
様式第4号	実施体制表	有・無
様式第5号	団体の概要	有・無
様式第6号	誓約書	有・無
付 属 書 類	定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類	有・無
	登記簿謄本	有・無
	印鑑証明書	有・無
	役員名簿および履歴書	有・無
	事業（営業）報告書（過去3事業年度分）	有・無
	確定申告書（写）（過去3事業年度分）	有・無
	財産目録	有・無
	法人税、住民税、消費税等の滞納がないことの証明書	有・無
	労働者災害補償保険加入証明書	有・無
	その他、町長が必要と認める書類	有・無

※ 様式2～5については、欄が不足する場合、適宜各欄を広げるか別途作成してください。

様式第 1 号

令和 年 月 日

富士河口湖町長 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

⑨

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、富士河口湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて申請します。

1. 施設名

事業計画書

令和 年 月 日

1. 申請者の概要

団体の名称			
代表者の氏名		設立年月日	
電話番号		FAX番号	
Eメール		URL	

2. 指定管理者申請理由

--

3. 事業計画

(1) 管理運営に関する基本的な方針

--

(2) 施設の管理運営に関する提案

① 利用者の平等な利用の確保およびサービス向上を図るための具体的方策

② 利用者の増加を図るための具体的方策

③ 経費削減を図るための具体的方策

④ 町民、利用者等の意見を管理運営に反映させるための具体的な手法

⑤ 効率的な維持管理を行うための具体的方策

⑥ 情報公開および個人情報保護に関する基本的な方針

⑦ 利用者の安全確保および緊急時の対応に関する基本的な方針

⑧ 利用時間・休館日等に関する基本的な方針

⑨ 利用料金の設定に関する基本的な方針

⑩ 外部委託を予定している具体的業務

⑪ その他

様式第3号

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：千円)

項 目	令和8度	令和9年度	令和10年度
合 計			

支出の部

(単位：千円)

項 目	令和8度	令和9年度	令和10年度
合 計			

- ※1. 令和8年度から令和10年度における各年度の収支予算を主な項目別に区分して記載してください。
2. 各項目の積算内訳等を別紙（様式自由、ただしA4横書き）に記載してください。
3. 記載する項目が多い場合は、別に作成して提出することもできます。

実 施 体 制 表

(組織図)

--

※人数を（ ）書きで記載してください。

(組織人員一覧表)

役職・職 種	担当業務	実務経験年 数、資格等	雇用形態	雇用者の 確保方策	備 考

※ 雇用形態欄には、常勤、臨時、嘱託等の別を記載してください。

※ 雇用者の確保方策欄には、申請者が既に雇用している者（雇用済）または今後雇用を予定する者（予定）の別およびその目途を記載してください。

※ 備考欄には、勤務体制（勤務時間・休日設定）を記載してください（別紙作成可）。

※ 欄が不足する場合には、適宜各欄を広げるか複数ページにして作成してください。

(職員に対する指導・研修体制)

--

団体の概要

団 体 の 種 別	財団法人 社団法人 N P O 法人 社会福祉法人 株式会社 有限会社 その他の法人 () その他の団体 ()
団 体 の 名 称	
団 体 の 所 在 地	
資本金又は基本財産	千円
社 員 （ 職 員 ） 数	人
実 績	類似業務の運営実績（施設名称、面積、管理運営概要・期間）など

- ※ 「団体の種別」欄では、該当するものを○で囲むこと。その他の法人またはその他の団体については、() 内に内容を記載してください。
- ※ 「社員・職員(数)」は、申請時の人数を記載してください。
- ※ 各欄が不足する場合は、複数ページにして記載してください。
- ※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

様式第 6 号

誓 約 書

令和 年 月 日

富士河口湖町長 殿

申請者
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

⑩

富士ヶ嶺バイオセンターの指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の欠格事項に該当しないことを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、
本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税、都道府県税、市区町村税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生の手続きを行っていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、もしくはその統制の下にある団体に該当しないこと。
- (6) 法令の遵守が徹底されていること。（特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、自然公園法など環境や景観の保全に係る法令の遵守）

(別紙2)

指定管理者指定申請取下届

令和 年 月 日付で、 (施設名) に係る指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により申請を取り下げたく届出いたします。

令和 年 月 日

(申請者)
所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(別紙3)

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

富士ヶ嶺バイオセンター指定管理者の現地説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

フリガナ 団体名	
所在地	〒
代表者氏名	
参加者氏名 (担当者)	
参加者氏名 フリガナ	
担当部署	
電話番号 (市外局番含む)	
F A X (市外局番含む)	
E - M a i l	

(別紙4)

指定管理者申請に関する質問書

令和 年 月 日

(申請者)
所在地

団体の名称

代表者の氏名

⑥

(質問の内容)